

# ロータリー米山記念奨学会

# ホームカミング制度のご案内

この制度は、国内外で活躍する学友に里帰りしてもらい、旧交を温めるとともに、学友の感謝の心と懸け橋として活躍する姿、スピーチを通じて、多くのロータリアンに米山奨学事業の意義を広く伝えるための制度として 2008 年度に設立されました。

学友の招待は、単年度に1地区2人まで、補助費として上限25万円(1人につき)が支給されます。 地区が誇る学友を1人でも多く掘り起し、地区内に米山奨学事業の音義を伝えるためにご活用ください

地区が誇る学友を1人でも多く掘り起し、地区内に米山奨学事業の意義を伝えるためにご活用ください。		
	(1) 顕著な活躍が認められ、 <u>母国をはじめ日本や世界で活躍する学友</u> を対象とする ※他地区出身の学友も招待可 ※招待地区出身の学友は、地区外の都道府県に居住している者に限ります	
申請条件	(2) 米山奨学事業の意義と成果を伝えられるよう、地区大会など多くのロータ リアンが参加する地区行事において学友がスピーチできること ※15 分以上(場合により60分前後など)の十分な時間を確保してください	
	(3) 個人的な再会に終わらず、学友の活躍をPRし、ロータリアン、学友、現役奨学生等と交流ができる行事に招待できること ※例として、地区行事とクラブ卓話、奨学生・学友との懇親会を組み合わせる等	
	(4) 学友が当制度への参加と協力に積極的であること ※学友に、招待の目的と話してほしいスピーチ内容を明確に伝えてください	
	(5) 対象期間は最長7日間。海外から招待した場合は、特にこれを遵守のこと ※日程変更は随時ご連絡ください ※本人都合による7日以上の滞在は可能ですが、ホームカミングの対象外です	
	(1)世話クラブ等からガバナー事務所に「ホームカミング補助費申請書」提出	
申請方法	(2) 地区役員で審査、単年度に1地区2人までの招待者を決定	
	(3) 補助費申請書に実施年度のガバナー署名	
	(4) 奨学会へ補助費申請書の <u>原本</u> を郵送(1 人につき 1 式)	
	(5) 他地区出身の学友を招待する場合、学友の出身地区へ了承依頼書を送付	
	※所定用紙は米山奨学会ホームページを参照ください	
	(1) 地区内の締切	
	地区行事に合わせて、奨学会締切の前に地区内締切日を設定してください。	
申請締切	(2) 奨学会への「補助費申請書」提出締切:原則として <u>実施の2ヵ月前まで</u> 年度内の最終締切は、毎年5月末までとします。	

申請書の提出は、ビザ手配にかかる日数をかんがみ、実施2ヵ月前までとします。ただし、国内や査証(ビザ)免除国出身学友を推薦する場合は、これに限りません。

招待者の 決定	ガバナーを中心に、理事・地区米山奨学委員など、複数の関係者が審査し決定する(単年度に1地区2人まで) ※地区のご決定が実施承認となります
学友への連絡	<u>奨学会への申請前に</u> 、地区から学友に連絡をとり、日程調整や宿泊先手配、移動方法の確認などを進めてください。
補助費	補助額:上限25万円(1人につき) 対象:学友本人分のみ。家族ほか同行者の滞在費等は補助費対象外 日本国内在住学友の場合:原則として事後精算です。招待にかかる費用は招待者が立て替え、実施後、提出された収支決算報告書をもとに当会から地区へ振り込みます。 海外在住学友の場合:当会から地区へ25万円を実施1ヵ月前までに振り込みます。実施後、残金を当会へご返金ください。 送金先:地区米山奨学生活動費送金先と同じ口座  補助費対象:詳細は「補助費使途と報告書作成について」「よくある問い合わせ」参照・学友の来日にかかる往復航空券代、母国でのビザ申請費用、出国・帰国に際して必要となる学友本人の宿泊費や交通費、海外(国内)旅行保険費・ホームカミングに関連する学友本人の宿泊費・交通費・カラブ行事や地区行事への参加費用(会場費は対象外)・その他ホームカミング実施上、適切とみなされる本人が使途する費用・最長7日間を対象とし、超過する分は対象外とする  ※家族などの帯同は可能ですが、補助費対象は7日間以内で学友本人分のみとなります ※学友に対する謝礼や記念品(土産代)は補助費対象外です ※補助費を超過しても、学友に支払いが生じないようご配慮ください ※超過の際、地区/クラブ等どこが負担するかを予め決めておく事をお勧めします
①収支報告 ②実施報告 ③記録の 提出	・「①収支報告書」と「②実施報告書」(①②とも所定用紙)を作成し、ガバナーと地区米山奨学委員長の署名・捺印を受け、 <u>実施後1カ月以内</u> に奨学会へ <u>原本</u> を提出する・(補助費が事前振込の場合)補助費残金を米山記念奨学会へ返金する※返金方法は決算報告書見本参照・「③記録」として、学友のスピーチ原稿(電子ファイル)/録音/映像いずれか、また、滞在中の写真画像データをメール添付または記録媒体に入れて奨学会へ提供する

ホームカミング担当:長尾・野津(<u>alumni@rotary-yoneyama.or.jp</u>)

# ホームカミング制度実施の流れ

申請の流れ

招へい学友への連絡

## 【クラブまたは実施担当者】

(世話クラブ/地区米山奨学委員会など) 招待候補者を決める

地区へ「ホームカミング制度補助費 申請書|を提出

※ 地区内の複数クラブから申請される場合 もあります

#### 【地区実施担当者】

(関係者内で、①どのような地区行事に招待するのか ②ホームカミング制度の目的 ③必ず学友にスピーチしてもらうこと、を 共通理解してください)

候補の学友に都合を確認し、複数候補者 がいる時には、招待できない場合がある ことを学友に伝えてください

# 地区で招待者を決定する

奨学会へ「補助費申請書」(原本)を提出

- ※ ガバナー署名・印が必要です
- ※ 申請書①~③をそろえて提出してくださ い
- ※ 地区での決定が最終決定ですので、奨学会では、招待の可否を決定しません

学友に招待の決定を伝えてください。 また、以下を必ずお伝えください。

## ★スピーチ時間

[15 分以上または 60 分前後の講演規模]

- ★スピーチの目的と内容
- ★スピーチする行事の規模・来場者

# 【奨学会で行うこと】

- ・ 申請書受領後、ホームカミング関係者 へ受領のお知らせと、来日にあたって の留意事項や案内をメール配信する
- ・ (補助費が事前振込の場合)補助費を 専用口座へ送金する
- ・ 必要に応じ、ビザ申請書類作成をする

学友と相談のうえ、

- ①宿泊先や滞在中の移動方法などを 予め手配・予約を進めてください
- ②学友負担分の精算方法を決めておく ことをお勧めします

## 【実施担当者または地区】

- ① 「収支決算報告書」と「実施報告書」 (原本)を奨学会に提出する
  - ・ガバナー、理事、地区米山奨学委員長 の署名と印が必要
  - 残金があれば返金する
- ② スピーチ原稿(なければ録音や映像)、滞在中の画像などを提出する

#### <会計にあたって>

- ※ 会計担当者を明確にしておいてください
- ※ 招へい期間中に、学友が負担した渡航費等を精 算してください
- ※ 補助費を超過した場合、地区とクラブのどちらが負担するかを、予め決めておいてください